

第 2 2 回
会津美里町農業委員会定例総会

令和 7 年 9 月 19 日 金曜日 午前 9 時 30 分

会津美里町役場本庁舎 2 階 大会議室

会津美里町農業委員会

第22回 会津美里町農業委員会定例総会議事録

1. 日時 令和7年9月19日 金曜日 午前9時30分～10時00分

2. 場所 会津美里町本庁舎2階 大会議室

3. 委員出欠	出席委員	欠席委員
	1番 野中 充	
	2番 佐々木 弘則	
	4番 眞部 剛	3番 眞鍋 伸太郎
	5番 星 忠彦	
	6番 松本 晋平	
	7番 木野 光洋	
	9番 大井 豊記	8番 福田 真実
	11番 村松 祐一	10番 柴崎 陽
	12番 間船 一男	
	推進委員 渡邊 武雄	推進委員 佐藤 和人
		推進委員 元木 博人
		推進委員 長峯 巖
		推進委員 上野 貞二
		推進委員 梅宮 孝
		推進委員 佐藤 健一
		推進委員 山内 祐太郎
		推進委員 佐々木 宏光
		推進委員 齋藤 武美
	農業委員 9名出席／12名	
	推進委員 1名出席／10名	
4. 議事録署名人	5番 星 忠彦	6番 松本 晋平

5. 出席農業委員会事務局職員

事務局次長

佐瀬 博巳

係長

新國 一弥

主査

廣谷 俊太郎

議 長 起立、礼。

事務局次長 会議の前に、ご報告いたします。本日、3番 眞鍋伸太郎 委員、8番 福田真実 委員、10番 柴崎陽 委員から欠席の届けがありました。過半数の委員が出席しておりますので、会議規則第7条の規定によりまして、この総会が成立することを報告いたします。

事務局次長 それでは、ただいまから、第22回会津美里町農業委員会定例総会を開会いたします。ここで、会長よりご挨拶申し上げます。

(間船会長 挨拶)

事務局次長 それでは、会議規則第5条により議長を会長にお願いします。

議 長 これより、本日の会議を開催いたします。
会議規則第15条の規定により、議事録署名人の指名をいたします。
5番 星忠彦 委員、6番 松本晋平 委員の両名を指名いたします。
次に、本総会の会期は本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

— 異議なしの声 —

議 長 異議なしと認め、会期は本日1日限りと決定しました。
次に会務の報告を求めます。事務局、報告願います。

事務局次長 会務報告の前に1件報告いたします。7月20日に開催されました第21回定例総会の議案第70号 農用地利用集積等促進計画(案)への意見を求められた案件の中で、〇〇〇〇〇〇〇〇さん から 〇〇〇〇〇〇〇〇さんへの売買、同じく、〇〇〇〇〇〇〇〇さんから〇〇〇〇〇〇〇〇さんへの売買につきまして、買受者の要件について異議ない旨回答したところですが、農地所有者である〇〇〇〇〇〇〇〇さんが8月17日に亡くなられました。本来であれば8月29日に県公告、許可の予定でしたが、農地所有者死亡により促進計画(案)から〇〇〇〇〇〇〇〇さんの売買案件が取下げとなりましたので報告いたします。

(続いて会務の報告)

議 長 ただ今の会務報告について質疑を求めます。

住宅用地です。付近への被害防止策ですが、申請地は駐車スペースをコンクリート舗装し、その他については十分に転圧締めを行うため、土砂流出の恐れはありません。農業用排水施設への影響ですが、汚水は町公共下水道に排水し、雨水は自然地下浸透とするため影響はありません。その他、周辺農地への影響ですが、申請地の北側と西側は宅地、東側は道路となっているため、農地の分断などは発生しません。申請地の南側には第三者の畑がありますが、建物は境界から8 m以上離して建築するため、影響はありません。以上、ご報告いたします。

議 長 報告が終わりました。それでは質疑に入ります。
議案第76号について質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。
原案のとおり確認し、許可相当 とする意見を付すことに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、議案第76号は原案のとおり、許可相当の意見を付すことに決定いたしました。

【遊休農地にかかる非農地の決定について】

議 長 次に、議案第77号 遊休農地にかかる非農地の決定について を審議いたします。事務局説明願います。

事務局次長 受付番号25番から31番 農地の所在は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
です。地目、面積、把握日等については、一覧表のとおりです。所有者は○○○○○さんです。現地確認の結果、27番が原野で、そのほかは山林とすることが妥当との判断であります。説明は以上です。

議 長 説明が終わりました。本件については現地調査を行っておりますので、出席委員から報告を求めます。星忠彦 委員より報告願います。

事務局次長 本案件は今年度、農地利用最適化推進委員による農地への不法投棄に伴う逮捕・起訴、また、農業委員会事務局職員による虚偽有印公文書の作成など、不祥事が続けて発生したことに伴い、全国農業会議所から各都道府県農業会議経由で法令遵守や風紀維持の申し合わせ決議の依頼があったものです。農地利用最適化推進委員の不法投棄については、滋賀県高島市農業委員会、事務局職員による虚偽有印公文書作成については、大阪府河南町農業委員会での事案であり福島県内の農業委員会での事案ではありませんが、法令遵守や綱紀保持の注意喚起ということで申合せ決議とさせていただきました。なお、令和2年1月においても全国で農業委員会での不祥事が法幢され、今回と同じ申合せ決議を行っております。

議 長 説明が終わりました。それでは議案第78号について質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。
申し合わせ決議に賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、議案78号は原案のとおり決定いたしました。
これをもって、議案の審議を終了いたします

【農地法第3条の3第1項の規定による届出について】

議 長 これより、報告事項に入ります。報告事項については、事務局より一括して報告を受け一括質疑とする方法としたいと思いますがご異議ございませんか。

— なしの声 —

議 長 それでは、報告第58号から第59号について、事務局より説明を求めます。

事務局次長 報告第58号は3件の届出がありました。詳細については相続案件ですので説明は省略させていただきますので、お読み取りください。

【合意解約について】

事務局次長 報告第 59 号、合意解約については 1 件提出されております。それぞれの理由により、両者合意の上解約がなされたものでありますので、詳細はお読み取りいただきたいと思ひます。以上です。

議 長 以上で説明が終わりました。それでは、報告事項について質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 異議なしと認めます。以上で報告事項を終了いたします。

事務局 議長ご苦労様でした。それでは、閉会の言葉を、職務代理者お願いします。

職務代理者 本日は、お忙しいところ参集され、また慎重審議をしていただきまして誠にありがとうございました。以上をもちまして、第 22 回会津美里町農業委員会定例総会を閉会いたします。

《 午前 10 時 00 分 終了 》

この議事録は、その真正なることを認め、ここに署名する。

令和 8 年 9 月 1 9 日

議 長 _____
(間 船 一 男)

議事録署名人 _____
(5 番 星 忠 彦)

議事録署名人 _____
(6 番 松 本 晋 平)